

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業について

1 趣 旨

令和元年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対し、今年度において17,500円の支給を臨時・特別の給付措置として実施する。

2 対 象

令和元年11月分の児童扶養手当受給者かつ基準日（令和元年10月31日）において、これまでに法律婚をしたことがない者（約600名見込）

3 支 給

17,500円（未婚のひとり親に対し、寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額が、控除額35万円×所得税率5%=17,500円）

4 経 費

全額国庫負担（10/10）（事業費・事務費・システム改修費）
※母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

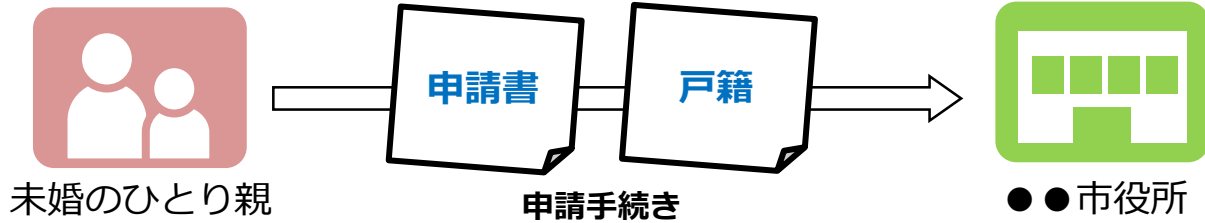
5 スケジュール

- 6月 文教児童委員会報告、補正予算議決、要綱制定
- 7月 周知用お知らせ等発送準備（児童扶養手当現況届お知らせに含む）
- 8月 申請受付開始（8月1日～令和2年2月3日）
- 11月 審査、支給決定（11月1日～令和2年2月28日）
- 1月 支払、決定通知書送付（児童扶養手当1月定例払と同時）
- 2月 支払、決定通知書送付（児童扶養手当2月随時払と同時）
- 3月 支払、決定通知書送付（児童扶養手当3月定例払と同時）

6 その他

国から示された周知用お知らせ例（別紙「参考資料」）

給付金の支給手続き(基本的な流れ)



- **申請先** : ●●市役所●●課
「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」窓口
※2019年11月分の児童扶養手当を●●市から支給される方が対象です。
※申請時の提出書類は●●市の窓口へ直接、または郵送により提出ください。
※児童扶養手当の現況届の手続きを行う方は、現況届の手続きに来庁された際、給付金の申請受付も同時に行います。

● **申請期間** : 2019年●月●日(●)～●月●日(●)

● **提出物** : ①申請書 ②戸籍謄本(抄本)

本人確認書類

マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

※児童扶養手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。



- 原則として、児童扶養手当の**2020年1月の支払日**と同日に支給します。
※2020年1月の支払日に支給できなかった場合は、それ以降随時支給します。
- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

● **給付金・申請に関するお問い合わせ**

●●市役所 「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」窓口
電話：000(000)0000

⚠ 「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(＃9110))に御連絡ください。



給付金のお知らせ

未婚の児童扶養手当 受給者の方に、給付金が 支給されます！

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

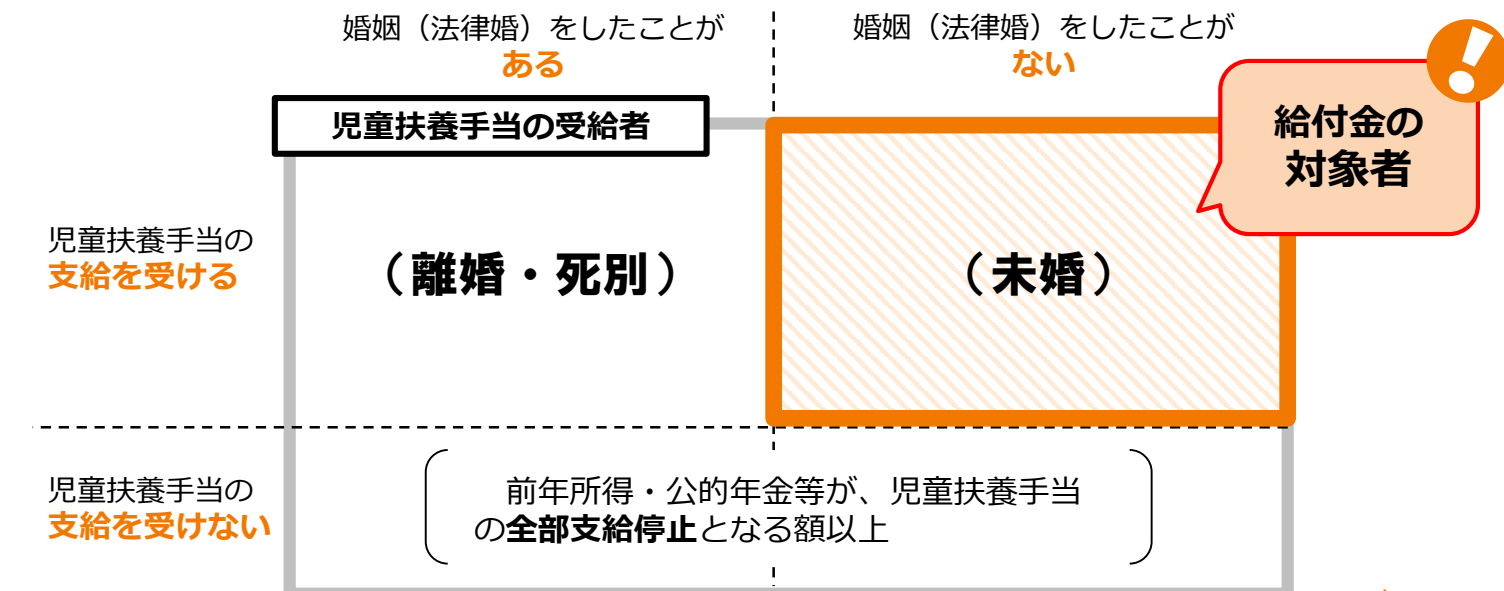
児童扶養手当の受給者のうち、**未婚のひとり親**の方に対し、2019年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給額 17,500円

申請期間 2019年●月●日(●)～●月●日(●)

支給時期 原則として、2020年1月に支給

〈支給対象者 イメージ〉



※受給資格の有無のご確認は次ページをご覧ください。

支給要件

● 支給対象者

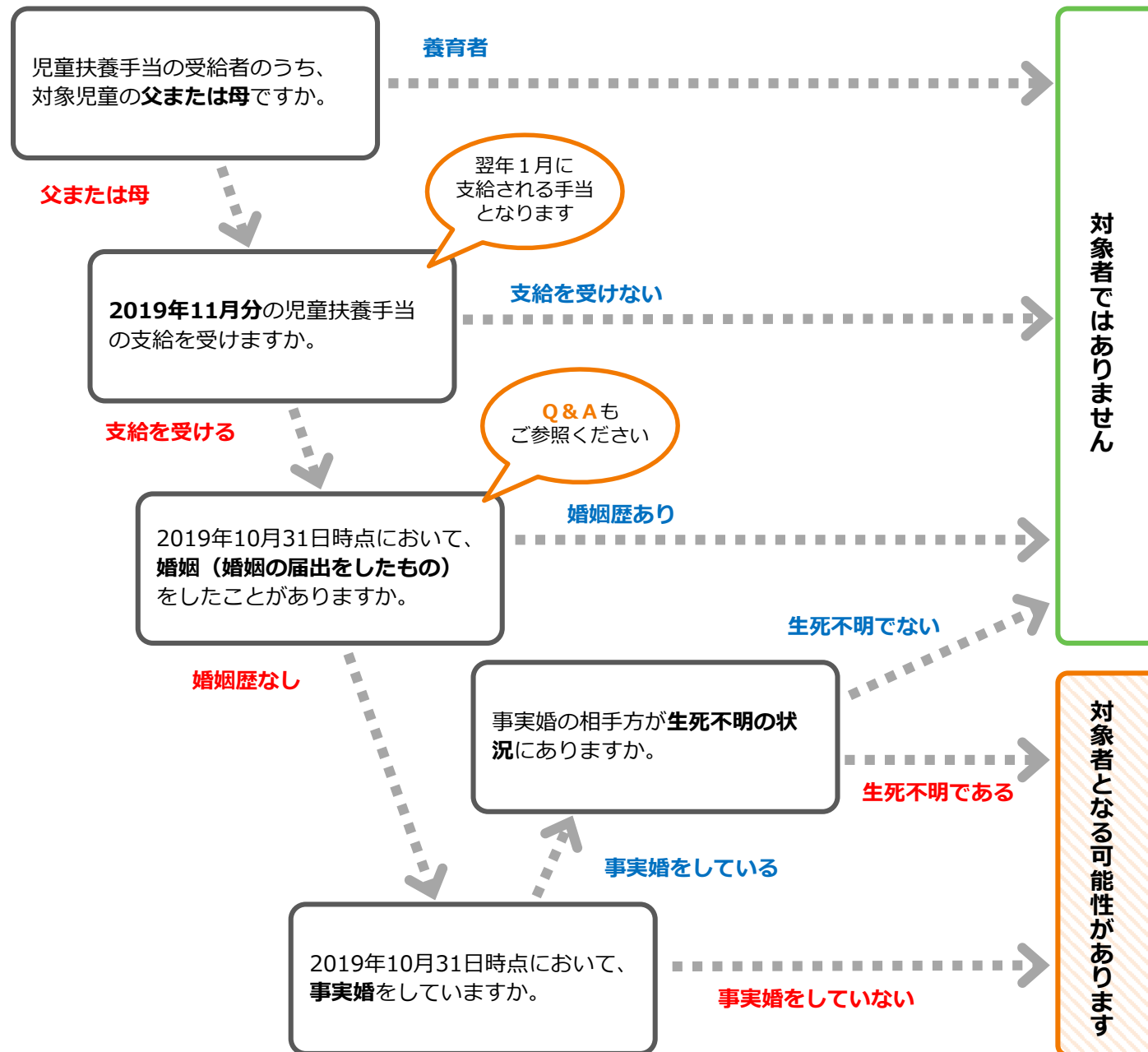
次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ② 基準日（2019年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方
- ③ 基準日（2019年10月31日）において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※支給対象者が基準日（2019年10月31日）の翌日以後に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

● 支給額 17,500円

対象者診断チャート



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は●●市役所までお問い合わせください。

Q 基準日（2019年10月31日）の翌日以後に婚姻等した場合はどうなりますか。

A 基準日（2019年10月31日）において給付金の支給要件に該当している場合は、基準日（2019年10月31日）の翌日以後に婚姻等したことにより、児童扶養手当の資格を喪失した場合であっても、給付金の対象となります。

Q 基準日（2019年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合の申請先はどうなりますか。

A 基準日（2019年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合であっても、2019年11月分の児童扶養手当を支給する自治体（基本的には、転出（引っ越し）前の自治体）が申請先となります。

Q 現在、未婚で出産した子を育てていますが、過去に婚姻（法律婚）をしたことがあります。この場合、給付金の対象になりますか。

A 今回の給付金は、基準日（2019年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方を対象としていますので、過去に婚姻（法律婚）をしたことがある場合は、給付金の対象にはなりません。

ご注意

- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各都道府県・市区町村により異なります。●●市以外が申請先となる方は、事前にその都道府県・市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 基準日（2019年10月31日）より前に給付金の申請を行った方で、基準日までの間に児童扶養手当の資格を喪失された方や、他の自治体に転出された方は、申請取下げの手続きを行ってください。
※他の自治体に転出される方は、転出先の自治体で再度申請を行っていただく必要があります。
- 詳細を確認したい場合や、ご不明点については、●●市にご連絡ください。